

◆管理技術者及び照査技術者の資格要件

《土木関係建設コンサルタント業務》

資格等	改定	備考
技術士 (総合技術監理部門)	選択科目を限定	
技術士	部門別 ※選択科目の限定なし	
国土交通省 登録技術者	分野別に限定	
RCCM	専門部門に限定	シビルコンサルティングマネージャー（一般社団法人建設コンサルタンツ協会）
技術管理者	専門部門に限定	建設コンサルタント登録規程第3条第1号イ又はロに該当する者
土木学会認定 土木技術者	専門部門に限定	特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者
実務経験	過去10年で100万円以上の同種又は類似業務に管理技術者として従事した実務経験（1件以上）	
対象金額 (委託料の額)	100万円以上	対象額未満であっても、発注者が指定するものは対象

《地質・土質調査業務》

資格等	改定	備考
技術士 (総合技術監理部門)	建設-土質及び基礎 又は応用理学-地質	
技術士	建設部門（土質及び基礎） 又は応用理学部門（地質）	
国土交通省 登録技術者	分野別に限定	
RCCM	地質部門 又は土質及び基礎部門	シビルコンサルティングマネージャー（一般社団法人建設コンサルタンツ協会）
技術管理者	○	地質調査業者登録規程第3条第1号イ、ロ又はハに該当する者
実務経験	過去10年で100万円以上の同種又は類似業務に管理技術者として従事した実務経験（1件以上）	

《各業務共通》

資格等	改定	備考
雇用関係	直接的な雇用関係	
手持ち業務※件数の制限	管理技術者の手持ち業務は10件未満	災害復旧及び災害関連工事に係る業務は対象外

※手持ち業務：委託料の額が300万円以上で管理技術者又は担当技術者として従事する他の業務を指し、業務の種類は問わない。